

報道関係者各位

令和2年3月30日
和歌山県有田川町 産業課

県内初の意向調査の結果に基づいた 経営管理権集積計画を公告します

～手入れの遅れた森林を所有者にかわって町が管理～

■概要

手入れの遅れた人工林について、経営管理権集積計画（2件）を作成し、令和2年3月30日付で公告します。これにより町に当該森林の経営管理権（立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施する権利）が設定されます。

町では令和元年8月に町内の一部地域を対象に森林の経営管理意向調査を実施し、その回答結果をもとに対象地を選定しました。意向調査の結果に基づいた集積計画は県内では初めての事例です。今回の集積計画対象地は有田川町大字吉見地内の森林 5.13ヘクタールで、大部分がヒノキの人工林（一部天然林を含む。）です。集積計画の存続期間は10年間です。今後、この集積計画対象地は町が管理し、森林環境譲与税を財源として間伐等の森林整備を実施していきます。



意向調査をおこなった他の森林についても集積計画への同意取得を進めており、来年度中に追加で公告する見込みです。

■背景

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能は、国土面積の約3分の2が森林の日本において大変重要なものであり、適切な森林の整備を進めていくことは、国土や住民の命を守ることにつながります。しかしながら、森林整備を進めるにあたっては、木材価格下落等による所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。これらの課題を解決する財源として森林環境税が創設され、個人住民税に上乗せされる形で令和6年から徴収が始まります。市町村には森林環境税の徴収に先行して、令和元年度（平成31年度）より森林環境譲与税が国から譲与されており、市町村主体で森林整備に取り組むことが求められています。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務が明確化されました。森林経営管理制度では、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村に経営管理権を設定し、その上で林業に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村自らが経営管理を行うこととなります。

<この件に関する報道関係からのお問い合わせ先>

和歌山県有田川町産業課林務班（担当：兎玉）

☎ 0737 - 52 - 2111（内線 82151）、0737 - 22 - 4504（直通）